

いわき市告示第 220 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定する。

平成 24 年 2 月 29 日

いわき市長 渡 辺 敬 夫

- 1 中間検査を行う区域
いわき市全域
- 2 中間検査を行う期間
平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模
 - (1) 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建て住宅（建築主の居住の用に供する住宅を除く。）、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が 100 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの。ただし、法第 18 条第 2 項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの、国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているもの又は枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法によるものを除く。
 - (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第 1 (イ) 欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が 500 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの。ただし、法第 18 条第 2 項の規定による通知に係るもの、市町村が建築主であるもの又は国若しくは地方公共団体が工事監理を行っているものを除く。
- 4 指定する特定工程（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の政令で定める工程に該当するものを除く。）
 - (1) 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事
 - (2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、各階の床版に鉄筋を配置する工事及び最上階の屋根版に鉄筋を配置する工事
 - (3) 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締め付け工事
- 5 指定する特定工程後の工程
 - (1) 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事
 - (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事
- 6 その他特定行政庁が必要と認める事項
 - (1) この告示は、平成 24 年 4 月 1 日以降に法第 6 条第 1 項又は法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請書が受理された建築物について適用する。
 - (2) 平成 21 年 2 月 16 日付けいわき市告示第 248 号による特定工程及び特定工程後の工程の指定に該当する建築物は、この告示による特定工程及び特定工程後の工程の指定に該当する建築物とみなす。